

平成26年度
香川大学大学院 香川大学・愛媛大学
連合法務研究科入学試験（C日程）

小論文問題

【注意事項】

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、問題紙をあけないこと。
2. 「解答始め」の合図により、解答用紙に受験番号を記載し、解答すること。
3. 解答用紙は4枚配付する。
解答用紙は裏面を使用しないこと。
追加の用紙が必要な場合は手を上げてその旨を試験監督者に申し出ること。
4. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、黙って手を上げて、監督者の指示を受けること。
5. 問題の内容についての質問には一切説明しないが、その他の用事があるときは、黙って手を上げて、監督者の指示を受けること。
6. 用便等で途中退室する場合は、解答用紙を裏返して机の上に置き、手を上げて監督者の指示を受け、退室することができる。
7. 試験開始後15分間及び試験終了前15分間は退室を認めない。
8. 退出時には問題紙、下書き用紙を持ち帰ること。

下記の【資料1】【資料2】【資料3】は、井口泰『外国人労働者新時代』（ちくま新書・2001年初版）からの抜粋です（出題に当たり、資料の順序を変え、趣旨を変えない範囲で文章を省略したところがあります）。これを読み、以下の問題に答えなさい。

問題1

【資料1】から、筆者の考える日本の少子・高齢化に対する長期戦略の全体像がどのようなものかまとめなさい。

(200字以内)

問題2

【資料1】でいう日本の組織や機関に還流してもらった（外国人）人材との共働を実現するためには、どのような施策が必要か。これら人材が【資料2】における「移民連鎖」ならどの段階に当たるかを考察し、かつ【資料2】を参考に、重要と思われる順に三つの施策を答えなさい。

(200字以内)

問題3

【資料3】にあらわれている「日系人の定住化の動き」をどのように受け止め、どのような施策をなすべきか。この動きは、【資料1】による日本の少子・高齢化に対する長期戦略の中でどのように位置づくのか、またこの動きは【資料2】における「移民連鎖」ならどの段階に当たるかも考慮しつつ論じなさい。

(600字以内)

【資料1】

少子・高齢化に対応する長期戦略

21世紀の外国人労働者政策は、日本の少子・高齢化への長期戦略の重要な一部をなすことは当然である。その長期戦略は、少子・高齢化のメカニズムを冷静に見つめて、特に、出生率の低下を招いている日本人の人生設計の在り方を改革することを含むものでなければならない。

これほど共働き夫婦が、子育てと職業生活の持続に苦しい選択を強いられる国は、先進国では日本だけである。このまま、日本のシステムを変えることなく、次の世代の若い人たちに、また、子育てと職業生活の持続の苦しい選択を押しつけるのは無理がある。

共働きと子育てを両立させて、新しい可能性を開く社会でなければ、21世紀半ばには日本は行き詰まってしまう。子供一人当たりの人的資本投資は、非常に高価なものに

なっている。その上、高齢化による社会負担の増加にも耐えていかなければならない。そのなかで、出産する子供数を回復させようというのだから、若い夫婦の経済力をもっと高めなければ無理である。それには、男女とも適当な雇用機会を得て、それぞれがキャリア形成を図れる社会にしなければならない。現在の雇用システムの下では、女性が就労し、しかもフルタイムで働くほど、出生率にマイナスに働く可能性が高い。しかし、女性が働くから子供が減るという考え方では問題は解決しない。女性も働くから、何人も子供が持てるという考え方でなければ活路はない。

そのための方策は、まず雇用システムの改革であって、児童手当のばらまきなどではありえない。子供を持つことで職業人生に発生する逸失利益（機会費用）を大幅に引き下げるには、フルタイム労働者の労働時間編成を可能な限り柔軟化し、仕事の成果と労働者の能力を総合的に評価する雇用システムが必要である。育児インフラの整備が進むまでの間、過渡的な措置として、職場での地位や身分を変化させずに親としての社会的責任を果たすために、労働時間短縮措置をもっと頻繁に活用できるようにしなければならない。

ところが、このようにして少子化社会から脱却し、人口減少に歯止めがかかったとしても、2025年より先にならないと、人口変動に目に見えるほどのプラスの影響を与えることはできない。その意味では、私たちは目前に迫った少子・高齢化の影響から逃れることはもはや不可能なのである。2025年以前については、人口減少のテンポはかなり見通されている。

したがって、新たな外国人労働者政策をうちたてる要請は、少子化の進行を食い止めるべき2025年以降よりは、2025年以前の段階で生じる。この21世紀の25年間は、日本にとって大変な挑戦の時代になるだろう。そこで重要なのは「量」的な「移民導入計画」ではなく、外国人労働者との共働をどのようにしていくかという「質」的な取り組みなのである。

この外国人労働者との共働は、国外で形成された人材を一方的に取り込もうとするのではなく、日本のあらゆる組織や機関で、アジアの人材を開発し、その一部に還流してもらうという、「人材開発・還流モデル」を適用するものである。

この計画の中心思想は、「人材を開発しないところは、人材を受け入れられない」ということであり、日本中の企業・組織、大学・研究所などに、特に、アジアとの関係で、国内外において積極的に人材育成に乗りだすことを要請している。先進国が一斉に人材の獲得に動き出しているなか、IT労働者は必要なだけインドなどから調達すればよいというような安易な考え方は、中・長期的には通用しない。

このため、受け入れる人材のレベルは、技能実習生のレベルから大学院レベル以上に

まで非常に広範に考える必要がある。既に述べてきたように、外国人研修制度や技能実習制度の活用には、制度の根本改革が前提となる。それに加えて、大学や大学院レベルについても、新たな制度的イノベーションが不可欠である。

【資料2】

社会的統合とは何か

出稼ぎから定着までの四段階

外国人労働者とその家族の社会的統合が受入れ国において問題になったのはなぜか。これに答えるには、「移民連鎖(Migration Chain)」を説明するモデルが、よい手がかりを与えてくれる。ここでは、欧州の移民連鎖の状況を踏まえた「四段階説」をもとにして考察してみよう。

第一段階では、比較的若年の外国人労働者が国外に単身で出稼ぎに行き、所得のかなりの部分を本国に送金する。一定の期間に、一定額以上の送金（又は貯蓄）することを目標とし、その後に帰国することを念頭においている。このため、本国にいる家族との密接な関係を維持している。

第二段階では、当該外国人労働者は、目的の達成の遅れなどから、次第に滞在と就労を延長するとともに、親族、同郷者、同国人などと社会的ネットワークを形成し、様々な状況の変化に対応しつつ、受入れ国の社会についての情報を獲得するようになる。本国との関係は、ほとんど変化していない。

第三段階では、当該外国人労働者は、受入れ国により長く滞在しようとする希望が高まり、あるいは、受入れ国における社会的ネットワークとの結びつきを強め、受入れ国での自分の職業的な自立の手段を見定めると、母国から家族を呼び寄せる。こうして、本国との関係はやや希薄化する。

第四段階では、当該外国人労働者は、受入れ国における滞在と就労の権利に基づいて、継続的に受入れ国に滞在し、受入れ国で二世を出産し、養育するようになる。

その際、ある場合は、受入れ国における安定的な法的地位を申請し、ある場合には、受入れ国において帰化を申請するが、そうでない場合には、安定した地位を得られず、結局、社会の底辺を形成する場合もある。

この第一段階と第二段階を「出稼ぎ期」、第三段階を「定住期」、第四段階を「統合期」と呼べば、全体を三段階とみなすこともできる。

段階によって高まる統合のニーズ

従来、第一段階の出稼ぎ労働者には、基本的人権の確保は必要であるものの、大きな

社会問題は回避可能といわれてきた。しかし、日本や欧州に一時的な資格で滞在・就労する外国人労働者についても、社会的統合のニーズが生じ得る。

まず必要なのは、就労を仲介したプローカーによる搾取を防止することのほか、過長な労働時間と生活の悪条件による健康問題を防止することである。健康障害は欧州でも、出稼ぎ労働者をめぐる重要な問題として認識されている。

第二段階では、単身出稼ぎ者は、同国人などとの社会的ネットワークを形成して出稼ぎを相互に支援する。この段階の外国人労働者は、自分たちの力で、受入れ国社会のなかで生きようとする。しかし、そのこと自体、外国人労働者と受入れ国の地域社会との間に摩擦を生じさせる可能性がある。

住宅の確保において、保証人がいないために外国人労働者が不利になるケースは多く報告されている。低家賃の住宅が多い地域への、外国人労働者の集中も問題である。外国人労働者の受け入れにあたり、事業主に適正な住宅確保を義務付けなかった国では、長年かけてスラムが形成される。

第三段階は、出稼ぎ者が次第に母国への帰国を延期ないし断念し、家族へ送金するのではなく家族を呼び寄せる段階である。家族の入国と滞在で、社会的統合の重要性は大きく高まる。健康・衛生、住宅の問題に加え、労働者本人の語学力の強化や配偶者や子弟の教育問題が加わる。教育問題は、外国人労働者の配偶者や子弟の問題にとどまらない。受入れ国の地域社会において、言語能力に劣る外国人の子供たちが増加すると、同じ学校に子弟を通わせる受入れ国民が反発する。学校の教育水準の低下を防止できないと、学校の荒廃、ひいては非行や犯罪など住環境の悪化をもたらしかねない。

この場合、住宅問題は教育問題でもある。住宅が劣悪で、スラム内に位置し、両親が受入れ国の言語習得に熱心でない場合、その子弟の教育に期待はできない。また、失業した外国人労働者の子弟の環境は、経済的のみならず、精神的にも非常に悪い。受入れ国への憎悪は、過激な原理による宗教への傾倒と結びつくこともある。また、社会参加の機会の乏しい配偶者の境遇の改善も、大きな課題である。

第四段階は、外国人労働者に、母国を知らない子供たちが誕生する段階である。この段階では、両親と子供たちの間には、受入れ国に対する感情のずれが存在する。教育及び住宅の問題は、第三段階以上に深刻になりやすい。教育投資が少なく、居住環境が悪いことは、その子供たちの職業能力やキャリア形成にもマイナスの影響を与える。さらに、老後は老齢年金の受給権を得て母国に帰りたい両親と、生まれた国である受入れ国にとどまりながら、自分のアイデンティティを模索する二世（又は三世）の間で、人生の岐路に直面して対立が生じる。受入れ国が、外国人労働者の子弟に安定的な法的地位を与えるかどうかは、特に、外国人労働者の二世にとって重要かつ関心ある問題であ

る。

以上のように、外国人労働者と家族の社会的統合のニーズは、出稼ぎから定住までの段階を追うようにして高まる。

【資料3】

南米日系人は定住化するのか

「帰還型移民」の発生

1980年代半ば以降、世界各地で過去に永住移民した人々とその子孫が、もとの母国に帰還する現象がみられるようになった。様々な事情の違いはある、そのような「帰還型移民（Return migration）」は、欧州では、ドイツ、ギリシャ、イタリア、スペインなどで生じたほか、アジアでは、日本（中南米諸国、中国及び東南アジア諸国から帰還）及び韓国（中国から帰還）でもみられるのである。（中略）

血統主義の影響か、意図せざる結果か

ドイツへの帰還民の流入と、日系人の南米諸国から日本への「デカセギ」は、相違点も多いが、興味深い共通点もある。共通点を強調する議論のなかには、日本とドイツの国籍法が「血統主義」の伝統を有しており、母国への帰還は、母国の「血統主義」の思想の上に立つ入国管理政策により促進された、というものもある。要するに、移民の子孫の帰国に対して、ドイツでは国籍を取得させ、日本でも、活動に制約のない在留資格の付与により、優遇していることになる（Berger 1998）。この説は、一体、正しいのであろうか。

既に指摘したように、ドイツにおける「帰還民」への優遇措置は、第二次大戦後に旧ドイツ領から追放された者に適用するため導入されたのであり、また、その後、共産主義体制を逃れて旧西ドイツへ逃げ込んだドイツ系住民にも、ドイツ連邦共和国の国籍を付与する根拠になった。しかし、筆者がインタビューした連邦政府の関係者の証言によれば、この法令が、数世紀以前に旧ソ連の地域に移民した人々の子孫にまで自動的に適用されることを、政府関係者は意図していたわけではないようである。

日系人の場合、その日本国内の出身地の親族を家族で訪問し、併せて国内の工場などで就労しているケースは1980年代の前半にも存在した。筆者の見聞したところでは、アルゼンチンに多くの移民を送った歴史のある沖縄県には、アルゼンチン経済の破綻と失業の増加に伴い、少なからぬ日系人が親族訪問で来日した。その人達の一部が、岐阜県南部の電気機械製品の工場へ就職し、生活していた。

1980年代半ばをすぎると、親族訪問であるはずの日系人の来日は、次第に日系二

世ないし三世の単独での日本への「デカセギ」の性格を強めていった。当時、日系人の不法就労がかなり発生していたのは、そのためである。そこで、日系人の団体は、日系二、三世が単独で日本国内で就労できる在留資格を認めるように政府に要請した。しかし、日本政府は、日系人の「デカセギ」を円滑化することにより、来るべきバブル経済下で、国内の「人手不足」に対処できると考えたわけではなかった。

結局、1990年の改正入管法は、一般的には、日系一世で日本国籍を放棄した者や日系二世については「日本人の配偶者等」の在留資格を、日系三世及び二世とその配偶者には「定住者」の在留資格を付与することを可能にした。そして、日本へ出国する前に、これら日系人は単独の渡航であっても、「特定査証」を取得できることとした。

しかし、実際には、ほとんどの日系人は短期滞在ビザで入国し、日本国内で在留資格の変更を申請し、認められた。入管法上、「短期滞在」からの資格変更手続きは、日系人に限り例外的に許される。まず旅行者として入国してから、正規の在留資格に切りかえるという手続きの簡素さが、日本と中南米をつなぐ違法な紹介ビジネスの増大とあいまって、1990年代の前半に多数の日系人が入国することを促した背景であることは、ほとんど間違いないところであろう。

このように、入管法改正のみならず、例外的な在留資格の変更の手続きが、日系人の大量流入という意図せざる結果をもたらした。その意味では、ドイツにおける大量の帰還民流入が、予期せざる法令適用の結果であったことと、奇妙に類似している。これらの事実は、日独の国籍における「血統主義」の思想が、「帰還型移民」を促進したという仮説に対し、疑問を投げかけることになるのである。

以上

小論文の出題意図

- (一) 今日の法的諸現象の背後にある基本的な社会現象の一つである、少子・高齢化および「日系人の定住化の動き」(国際化)をとりあげ、連合法務研究科のアドミッショントリニティーにある法的感性の發揮を求めた。
- (二) 主に、設問(1)では文章の読を読みまとめる力、設問(2)では、資料を比較し関連付ける力の發揮を求めた。
- (三) 主に、設問(3)では主題に対して自己の意見をまとめ述べる力の發揮を求めた。
(''日系人の定住化の動き''をどのように受け止めるかについて、特段の考え方があるわけではない。)

(以上)